

熊本県監査委員公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年(2024年)9月27日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	城下広作
同	河津修司

1 実施方法

令和6年(2023年)6月3日から7月26日までの間に実地監査を実施

2 監査対象機関 14機関

部 局 名	機 関 名
県央広域本部	県央広域本部（熊本農政事務所、熊本土木事務所） 宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）、玉名地域振興局 鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部（八代地域振興局）、芦北地域振興局 球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部（天草地域振興局）
企画振興部	博物館ネットワークセンター
土木部	市房ダム管理所、氷川ダム管理所

3 監査対象年度 令和5年度(2023年度)

4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理の再発防止も念頭に、収入・支出関係事務の適正処理状況を確認した。また、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務的的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県央 広域本部	上益城 地域振興局	(職員の不適切な事務処理について) 令和3年度(2021年度)に提出された複数の医療法関係申請・届出について、必要な処理を怠り、許可・受理処理が遅れている。 医療法等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。
県北広域 本部	県北 広域本部 (菊池 地域振興 局)	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された職員の交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	玉名 地域振興局	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きく、過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	阿蘇 地域振興局	(職員の交通事故について) 公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2)意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3)勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。